

時事新報

第千四百四十二號
明治十九年十一月廿五日(己丑)
舊丙戌十月三十日
日山午時四時四十七分
日山午時四時四十二分
月入午時四時四十分
日山午時四時三十分
日山午時四時三十分
(西曆一千八百八十六年)

時事新報定價 (明治十九年十一月一日改正)
一、本報每月金五十圓、三月金一百五十圓、六月金三百圓、一年金六百圓。
○本報新報社、東京、神戶、大阪、各埠、均有代售。
○本報新報社、東京、神戶、大阪、各埠、均有代售。
○本報新報社、東京、神戶、大阪、各埠、均有代售。

時事新報

ノルマントン難破事件に關し日本國民に
ノルマントン難破事件に關し日本國民に

去月廿四日紀州大崎近海にて英船ノルマントン難破の
際船長以下船員廿餘名の一人は怪我に瀕死したる者
除くの外皆無事救助したるにも拘らず同船は船客
たる日本人廿餘名の男女老少を擧て一人も残さず非業
に死を遂げし近頃一大怪事として此事獨り死者廿
餘名の私事に關係するのみならず生者三千七百萬人の
公に面目を關する所少々なきざるを以てこれを聞く者
皆其心に悲哀憤恨情を催さるるのみならず其情は筆舌に
現はるるもの日本全國を反響して遂に今日日實現と呈
しノルマントンといへば樵夫牧童も皆其何事なるを
知らざる者なきに至れり人心の赴く所洪水に滔々たる
見るに想あてて人をあて自から大に戒め先又大に案
外せしむ人心は力も亦甚だ大なりといふべきなり
然るに其初先人必は未だ格別な激昂を露さずし際
ハ人皆日本人必は早も此非難すべきノルマントン號
事件に感奮する所あるを悦び天晴れ日本國民なり斯く
てこそ今日文明世界に立ちて我權利を保護し得る者と
云ふべけれどと説き措くざるは有様ありしが何時頃
よりしてか不意に風機變り日本國民の無知あり日
本國民は事法が日本國民の共に文明行事を談すべき
事にあらずるありとて罵詈雑言紛々異面目に此等
の事と異いて又異面目に此等此事を信するの輩少な
からず我輩は甚だ奇怪とする所なり今此輩が言ふ所は重
なるもこれを擧ぐれば曰く日本人の元と世事に關して
自らも就て有する程は勤勞ある者もあらず好し或のみ
れあるも自から我説と公言する程は勇氣ある者にあ
らず唯今何れ事の特に政府に對し教唆せられて夢中に跳
こ廻るれと人心は眞面目を表するものにはあらずる
なりと又曰く日本人は無知なる事柄は異同を辨別する
を知らずノルマントン號は船長の英人なりと聞いて英
國の人民は實此船長と百事同一の人なりと疑ひ又耶
蘇教團の船長として斯れ如き人外に舉動を爲すは
耶蘇教の然らざるにやあらんと云ひ又英國領事廳の
審判官は不行なるの外外交官たる英國公使も其責に
任ずべきものなりと信するが如き實は無知に甚だし
と又曰く日本人は事法なる大事と等閑視して小事に噪
ぎ立ちて喧嘩する志操あると云ひ彼れ長崎事件は如
き又條約改正事件は如き國民は須らく大聲疾呼して其
願望を表示すべき事柄は一にして足らざるに此等
の大事に關しては眞の如く隠れ如くなるも引替へル
マントンは難破の如き國事に關することの極先て小な

るもれは向ての殆んぞ狂癡者類するの舉動を爲すと
は實に驚き入りたる事なり斯る腰丈夫の集合体にて
争でよく一國を維持することを得べけんやと我輩は今
此等の言を聞いて其外國人比口よりすると又日本人比
口よりすると聞かずとも日本は實況實情を知らざる
人々なりと唯先づ大に其不問を欺するの外
なし第一に今回ノルマントン事件に關し輿論の喧しき
は最も素人考に甚だしきものあり蓋し此考は義捐金寄
附人名中現政府内閣員の夫人又は政府に職を奉ずる
人の名前少なからざる事を見てサテハと疑ひ起し
たるもれならん然れどもこれ論者等の事柄は辨別
を知らざる所あり抑も事に公と私とあり官務の事は公
なり慈善の事は私なり政府内閣員をばとて又其家
族をばとて又文武の官吏をばとて私慈善の事は
爲すに何ぞ公の官務如何と問ふことあらんや加之此等
の官吏又其家族が義捐金を出しければとて直ち之
を見て國民を勧誘しざるもれなりと思ひ又此勧誘によ
りて日本全國人が初めて繞りに其熱心を出しざる
もれなりと信するが如きは何たる淺薄の考あるにや畢
竟政府は官吏等は其公に於ても其私に於ても今回の事
に關して決て勸誘する所がざりしれみならず好ま
或の偶々勸誘を試むるが如きもありたるとして三千七
百萬の人民決て皆小兒なりあらず争か我必は欲せ
ざる所又確信せざる所もれにして唯官吏等の意の在
る所なりと聞き夢中に狂奔して人の笑を顧みざる者
らんや唯今回事は如き官民は區別の勿論内外人の
區別せよ爲すべき性質のものあらず苟くも人心あ
らん者ハ異口同音に其非難すべきを非難其憐れむべ
きを憐れむべけれどとて隨て輿論の聲も一層は高きを致
せし譯にて何も惟むべき事なりあらず又日本人
が無知にて事の辨別なくノルマントン一事を見て
直ち英國人全体を疑ひ或は耶蘇教に依頼すべからざる
を思ひ或は其怒を英國公使館領事館員などに移さん
とする者あるが如きハ我輩も其同胞の一人とて之に誠
に慚愧に堪ざる所あるべし然れども此等常に世界に
人事に免かるべからざる事柄にして決して悔を悔むべ
きもれにあらず又まの一事を以て日本國民情一般を
判斷す可きものもあらず其趣は猶ほ今度ノルマントン
號船長以下の舉動を見て以て英國國民情標準と爲す可
ざるが如し誠に分り切つることにて我輩日本國民
民は唯英國人と共に折衝双方に社會中より異常の怪物
の現はれ出るを見て歎息するに過ぎざるのみ世界何
の國もか愚人ならん何れ文明國より狂人ならん
現に歐米各國人が爲す所を見るべし支那人と云へば一
切のれと排斥して支那人中元と善と惡とを區別あるを
知らざるが如き或は耶蘇教外人と目して邪教人と
爲す私の交際を忌避するは勿論國と國とに交際上あ
てすら同等同格に待遇を爲す肯せざるが如き或は
無賴市民等集合して國費とて敬重すべき他國の帝
王を侮辱を加へ外國公使館に瓦礫を投擲し引裂く
が如き此類の事ハ文明諸國到處に遺るは事なり此等
は諸國に比すれば日本は愚民比如き其狂愚奇行は尙
はいまだ甚だしくさざる者なりと評するも可ならん又

日本人が事ハ大小を辨せず長崎事件條約改正事件は類
れ如き大事と後にして小事を先にしノルマントン難破
事件に狂奔するとは早法甚だきものなりといふが
如きハ未だ日本人民と知らざるの言なり日本人民は國
民法を遵ふの訓誨を嚴守すること世界に其比を見ず蓋
支封建時代より遺傳れ美德あらん然るに今日日本に新
開條約又の集會條例などいふもれありて事苟くも内治
外交に重大事件に關するものは安らにこれを新聞に筆
に之を演説口にするを許さず彼れ長崎事件又の
條約改正事件は類の如きは内治外交上の最も重大なる
事件にて正しく新聞條例又の集會條例は範圍内に
在るものなり故に日本人ハ此等重大事件は甚だ重大な
る所以を承知し敢て妄り筆舌を弄して過ちて内治外
交に妨を爲すものと憚り又諸條例の範圍内を侵入して
自から罪障に觸るることの恐ろしきを思ひ寡黙を專一
として何事も十分抑へ目にするが故に事實は表面に現
はれたる所を以てスル國は大事とあれば日本人は必ず
沈黙して其守る所を守るを常とすれども今回ノルマ
ントン難破事件は如き國は大事とは云ふもの、彼の長
崎事件又の條約改正事件は類に比すれば瑣々たる一小
事に於て固より新聞條例又の集會條例は云ふやうある
國法に相關すべき限りは非ず即ち新聞集會諸條例の範
圍内に在る輕小事件にして人民は自由に奔走言論して
差支なきもれたるなり去ればこそ日本人も此ノルマン
トン事件に關しては最初より其言行を自由自在にして
毫も憚る所ありしなきに依りて若し此事をして日英兩
國の交際に關係するが如き大事事件ならしめば人民の必
ず例の如く沈黙し唯謹愼能なりしに相違あらん故
に日本人が事の大小を辨せずといふ我々を誣ふる大なる
過言にて我々の能く事の大小を辨識して曾てこれを
誤ることなく今回ノルマントン難破事件は如きも事
甚だ輕小にしてよとに關し何等の言行を爲すも決して
新聞條例又の集會條例などの範圍内に來らず又國民法
に違ふの訓誨に反するの憂あしと承知したるがゆゑに特
に今日の如く然りての日本は決して愚人の府なりと
らざるあり

○時事の狂言
船の新狂言を演せん
時事は狂言は一切嚴
重其何故なるを知ら
人情風俗を寫すを
しき事柄を取て之を
勿論其時事を寫す小
節柄外國人に不快な
まると雖も其處は
關して妙ならざる部
或の其序に航海者の
當意即妙其の際
西洋諸國は演劇を
つと其道の人ハ手柄
と目前に見て其狂言
左れば今度のノルマ
に害なく外國人に不
るにも及ぶや佐倉
は不快の感と興行
と此芝居と興行と
も格別の不快と興
居道は發達の爲めに
向死の心中に祈る
○米商の中止
賣買中止の實際賣買
の所は如し今や進ん
る所の精神を攻究
蓋し同規則は同所賣
のにて此條の有無如
及ぼすものと少く
大關係の條規なるに
に解釋を下し得る者
れにありしか今之を
所既ハ此條によりて
たる者ハ此條により
對する余輩の解釋を
るあり同規則第三
した相場の最低なる
の又は其當日市場賣
るも差支るものと
以て其賣買を中止し
差止ることあるべ
之も其二條の意味
は非常の事變あり
たり若くハ不穩當
其當日市場賣買の景
支あるものと推測す
衆議を以て云々蓋し
段となし彼の諸證據
句又ハ其當日市場
り第二條に曰く本條
るものにあらず即ち
者に本條真正の解
き相場の最低なる
其當日市場賣買の
の爲めに證據金を徴
べくしてつとり頭取
常の事變あるが爲
に證據金を徴集に困
が爲め若くハ不穩
買と中止せざるに
ればなり云々にて一
果を生ず蓋し現取
の所考は第二條なり
ふに日本の文典に未
を欠く事多し今日
よりは暫く文字を於
は實際賣買の點より
を究めんと欲するな
解釋を下さんか事變

官報
○東京府令第四十四號
本年六月布達第五十八號ヲ廢止ス
明治十九年十一月廿四日 東京府知事高崎五六
○東京府令第四十四號
明治十九年六月布達第五十八號
○東京府令第四十四號
明治十九年六月布達第五十八號
○東京府令第四十四號
明治十九年六月布達第五十八號
○東京府令第四十四號
明治十九年六月布達第五十八號